

中小企業・小規模事業者への資金繰り支援を強化します

中小企業庁は、今般、平成 28 年 10 月 11 日に成立した「平成 28 年度第二次補正予算」を踏まえた融資制度及び保証制度の拡充・創設を行い、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に万全を期してまいります。

1. 政府系金融機関による資金繰り支援

経営環境が悪化している中でも雇用の維持・増加、経営改善に取り組む事業者、また生産性向上に取り組む事業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫および商工組合中央金庫の融資制度を拡充・新設します(別紙 1 参照)。

(1)「セーフティネット貸付等」の拡充(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)

経営環境の変化により一時的に業況が悪化している中でも雇用の維持・増加又は経営改善の計画を策定する事業者に対し、貸付金利を最大 0.4% 引下げて融資を行います。

(2)「中小企業経営強化法関連融資」の創設(日本政策金融公庫)

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた事業者に対する融資を行います。また、このうち、設備投資に対する融資の貸付金利を 0.9% 引き下げます。

2. 信用保証協会による資金繰り支援(条件変更改善型借換保証の拡充)

事業者が、既に存在する保証付き融資を新たに借り換える際の保証を実施します。さらに、借り換えにあたり、事業者が、前向きな投資等のために新規資金を追加する場合には、据置期間を最大 2 年まで延長します(別紙 2 参照)。

上記 1. 及び 2. について、10 月 19 日から運用を開始しました。

(本資料のお問い合わせ先)

中小企業庁金融課

電 話 : 03-3501-1511 (内線 5271~5)

03-3501-2876 (直通)